

一物であつて、例の監獄に入る位を何とも思はぬ人間であつたとしたら、何とも損害の賠償を受けるに道はない、よし横領せすとも約束の期間に出来上らなかつた爲に、注文者は意外の損失を招かぬものでもない、工賃を先きにつけて置きながら、いくら催促しても仕上げて呉れぬ職人もあり、家屋の建築方などを注文し請負はして、仕事の出来上りを見て、其間度々請負金額の一部を支拂つて行く約束が、請負人に事情を訴へられ泣きを入れられて遂に前渡をした場合に、請負人が眞面目に正直に仕事を進めて呉ればよいが、之れが不誠實の人間で、自分は注文者から請負金を取つてゐながら、下請負人や材料を買つた先に、注文者の名義を利用して此代金を支拂はないとすれば、注文者は如何許り迷惑を蒙るか知れない。

茲に於てか注文する前に、請負人即ち相手方の素行から信用實力を能く取調べ、此人ならば決して不都合はないといふ安心を得た上で、始めて契約するが宜しい、然るに請負金  
が他より安いとか、乃至は比較的早く出来上るとの話を眞に受けて、漫然と契約した日には危険である、偶々商人が或商店より注文を受けて、一定の期間内に品を仕上げて届くべ

き約束で、早速或職人に仕事を請負はしたと假定し、夫れが若し期間にも出来せず、或は出来しても注文と違つたやうな品を拵へたならば、商人は己れの信用上如何にすべきか、時と場合には約束通りの金も取れなくなつてしまふ、だによつて豫め請負人の信用素行實力を調査し、苟くも不安の點あらば、寧ろ避けて堅實な者に注文するが何よりである。

二、時には保証金もとる 仕事を完全に仕上げしむる擔保として、時に保証金も取つて置くが一策である、堅實な人ならば保証金を出す位は何とも思はぬが、之に反して不誠實な人や又は實力の乏しい請負人は保証金を出すのを躊躇する、仕事の金額が僅かなものは勿論、保証金を出させるには及ばないが、大きな仕事になるといふ事の事から違約する  
場合が起る、其時の損害豫防に取つて置くのは注文者の強味である。

三、請負人が下請負をさすとき 又はさすべき状況慣習にありとすれば、注文者は請負人に對し 下請負をさすか否や、之を確かめて見る、萬一下請負をさすといつたら其下請負人にも一應面會して、注文に對する大要を説明して、借注文者から請負人に支拂ふべき請負金のことも、参考として聞かして置く必要がある、といふのは請負人が注文者



から仕事の進行の程度によつて、請負金額の一部を受取る事がある、夫れを請負人が消費してしまつて、下請負人に支拂はず、爲に下請負人が非常に迷惑を來す事もあれば、其結果は下請負人は仕事の中で仕事を省みず、中止してしまふ場合も起る、さうすれば注文者は尠なからざる迷惑損失を招がぬとも限らぬ、故に注文者は下請負人に向つて、請負人に請負金の全部又は一部を支拂ふべき時期、又は仕事に必要な事項を豫め注意して置くこと、注文者は請負人に對し直接權利義務の關係があつて、下請負には其關係なき事を呉れくも注意し置かば、後日に至つて何等の紛擾渦中に入らずに済む、尤も請負人が下請負人に計算をつけぬやうな人物であるならば、始めから斯る信用なき實力乏しき請負人に仕事を契約さすにも及ばぬ譯で、寧ろ正確なる請負人を選ばねばならぬのである、併しさう思つても往々として見當違ひが起る、夫れ故念の爲に注意を要するのである。

**四、間斷なく現場を監視する** 注文者は間斷なく現場に行つて、仕事の模様を監視すべきで、失れを怠つたり、乃至は職工や大工、土方に任せて置くと、時には手間を省いたり、注文に相違する材料を使つたりして、後日に至つて取り返しのかね場合が起

る、殊に請負仕事に於ては此弊が頗る多い。

比較的安く請負はせたと思つても、手間を省いたり悪い材料を用いたでは何にもならぬ又注文者の方から材料を提供した場合に、注文者が折々現場を監視せぬと、仕事を怠けたり、或は不經濟極まる事をする、自分等の損にはならぬからとあつて、不經濟の事をされては、注文者の豫算が全くくるつてしまふ、殊に仕事の上でも最も注意すべき個所に付ては、特別の監視を要するのである。

**五、請負金を前渡する場合の注意** 請負の都合で請負金を前渡する事がある、又請

負人も夫れを貰はなくては仕事の出来ぬ内情にある者もある、そこで注文者からは前渡するが、借其前渡した金を、結果に於て請負人に引掛けられる場合もある、請負人が正確な人間でなくて、前渡を受けたが途中で仕事を止めてしまつたり、材料を仕入る金を消費してしまつて、仕事を續けられぬ場合には、注文者は如何にするか、結局は注文者が更に金を出して仕事を續けさせねばならぬ、甚だしきは既に請負金の全額拂渡濟となつた場合の如き、若し請負人が途中で失敗し、仕事を完成せぬときは注文者の損失は思ひやられる



不徳義な請負人に至つては、其儘何れにか姿を晦ますかも知れぬ、故に注文者は請負金の前渡に付ては、至大の注意を拂ふ事が必要で、現場仕事の進行振に鑑み、請負金の前渡を爲すべきである。

#### 六、總て證書の上に契約を明確にする

が大切である、兎角職人社會に於ては口約で大概済してしまひ、證文などを作るのを非常に面倒くさがる、だが今日は昔と違つて口約では後日立證上、尠なからず困る事がある、後になつてソ、ナ約束はした事がないとか、何だとかいつて自分の不利を免かれたがる、故に如何なることでも契約せしからには正確に證文に唄はせて置くに限る、契約を履行しない場合、契約と異なる仕事をした場合の損害賠償方法等迄、抜目なく之を證文の上に現はして置けば、いざ問題の起つた時は、證文に照して彼是言はせぬ、又兩者間の紛擾が決裂して裁判沙汰となつた場合に、契約の内容を證據立るには證文が唯一の證據となる。

注文者は請負人と協定の上で、契約條項を證書の上に現はして、何人かを立合はせた上で読み聞かせ、そして署名捺印をさせる、殊に署名は本人にさせるので、決して代筆では

いかぬ、いかに大工左官でも自分の姓名位は書ける筈である、書けないやうな無智無學の者には、請負をさせる資格なきものと見てよい、そして此證書は同一のものを二通作つて各一通宛を所持する事にする。

#### 七、仕事完成上の保証

仕事を完成せしむる爲に、その保証をさせる事が大切で、ちと大きな仕事となれば、必らず請負人をして契約金額の一部相當額を、擔保として豫納させるが、時には完成迄請負金の一部を支拂はずに置く、そして仕事が完成して注文者に引渡しとなつたら、注文者は十分に現場を調査して、之れで契約通りの仕事が出来たと見たら、始めて残りの請負金額を渡す事にすればよい、さうでないと言ふのは最早受取るべき金も無いといふので、自然と無責任の行爲に出る。

又仕事完了の上に於ける目的物の引渡に付ては、注文者は現場現物を調査し、且保證人あれば之を立合はせて、無事とあれば夫れでよいが、若し缺點でもありとすれば、請負人に説いて聞かせ、更にやり直しをさせる、此場合保證人は現場を見て、請負人の失態より自分に及ぼす責任を痛感するから、従つて此責任を免かれんが爲に、勢ひ請負人を諭し強



いて責任を果させる段になるのである。

## 第二節 請負人が損害の豫防と

### 請負金完收法

請負人にも不徳不信の人物を見受けるが、之れと同時に注文者の方にも却々不徳不信の人物がある、詐術を以て注文を爲し、保証金などと稱して、請負人から金を受取り、其實注文をしなかつたり、請負金を拂はずして、早くも其目的物を己が所有と爲し、他に擔保に入れるとか、賣渡して不義不徳の腹を肥す悪漢が續出して居る、無學正直の大工や瓦屋さんは、往々彼等悪漢の口車に乗せられ、意外の損失を招ぐこと珍らしくない、寧ろ其弊害は注文者に多いのである、茲に於てか請負人は特に本節の説明をば、精讀することが必要である。

**八、注文者の信用経歴實力を調べる** 請負人は先づ注文者の信用と其経歴と實力とを能く調べあけて、此人物ならば請負金などを引かける事はないとの、確信を得なければな

らぬ、よし其人に相當の財産があつても、経歴に一般の指彈を受ける行爲があつたら、何とか苦情の種をめぐつて、請負金を減殺するか、乃至は支拂はぬ算段をする、注文者が社會一般の表面の信用を得て、所謂山師的に家屋を新築し、さも立派に店頭を飾つて、夫れから口前や、例の空手形で品を引き、之を並べては不義不徳の金儲けをせんと企てる事もあり、請負人は其真相を探究精査せずして、只外觀のみを以て一概に信用し、請負をした結果は飛んだ災難に遭遇する例も見受ける、故に注文者の身上も調べないで、仕事を引受けることは禁物である、如何に儲からうとも、後日の災難を顧慮して、確實のものでなければ引受けぬに限る。

**二、原則として請負金の前渡を受ける** いよいよ仕事を請負ふとなつたら、後日違約されても損害を償ふやうに、幾分でも請負金の前渡を受けるがよい、況して材料を一々請負人が購入するといふ場合には、尙更の事と思はねばなるまい、然し家屋建築の請負の如きに於て、請負人が材料一切迄も出すといふ時には、仕事の仕上る迄には、つゝがなく請負金を手元に受取つてしまはれるやうに、仕事の進行振によつて、段々と請負金の内拂



を受ける契約を爲すべく、若し仕事完成の上でなければ請負金を支拂はぬといふ、特別の契約の場合は、勢ひ次の方法を執らぬといかぬ。

三、工事着手前に豫算額を登記する 工事を始むる前に其費用即ち請負金額を登記する、夫れから工事に着手する、工事が或程度迄出来れば注文者は、例へ其建築物の保存登記を爲し、己れの所有にしても、其建物を他に擔保に入れやうとも、賣却しやうとも前に爲したる工事費用の登記がしてある故に、其工事の目的物に對しては、他の債権者よりも先じて請負人が請負金の請求を爲し得る權利がある、既に斯る登記がしてあれば抵當に取る方でも、又買受ける方でも、其工事費を請負人に取られる故、夫れを差引いて幾何か餘分の利益がなければ、抵當にも取らず、買はぬ事となる、己れが材料を出して拵へてやつた家屋を、他に賣られ抵當に入れられてしまつて、己れは一文も請負金が取れぬとあつてはどんなものか、茲を以て法律は以上の手續をした請負人には、特別の保護を與へて居る、請負人には民法第三百三十八條によつて、此の如き先取特權あるを以て、若し注文者が請負金を支拂はぬとすれば、其家屋なり何なりを競賣に付して、己れは其請負

金を他に先じて取る事が出来る、従つて注文者は、途中で悪い事をせられなくなる、從來は只注文者を信じて何等の手續を盡さず、口約や證文一本で済ましたものだが、今後は夫れでは危険である、注文者に非常の信用資産でもない限りは、何時失意の人となるかも知れぬし、又中には前述の通りに、山師的に大きな建築を企てるか知れぬから其用心こそ大切である。

四、共潰れとなつた實例 かういふ實例がある、或實業家が活動寫眞興行の大利益を認めて、六七人の有志と出資して、或土木師に十數萬圓を以て活動寫眞館の建築方を請負した、勿論或實業家が最も多額の出資者であつた、請負人は約束の建築を完成したが、或實業家は夫れ迄の間に借地料とか何だとかいつて、尠なからぬ散財し、有志との共同出資は遣ひ果し、請負人の方に請負金の支拂が出来なくなつた、請負人は前にも説明せし如く、工事費の豫算額を登記もせず、又外部の出来上つた頃に、火災保險の契約もして置かなかつた爲に、ふと近隣に火災が起つて、爲に可惜其建築物が燒失してしまつた、かうなると損害の出所はない、注文者も夫れ迄に多大の支出を爲せば、請負人は材料人足一切を



支出して、全部回収の見込を断つてしまった、といふのは或實業家は是等の目算が外れて既に負ふた四方八方からの借財に、家屋は殆んど人手に渡り、請負人は何一つ手を出す術もない、又其實業家の口車に乗つて、五百圓三百圓と支出した金は、利配處が玉無しとなつてしまつた、其結果請負人は材料代の請求人足賃の請求ど處々方々より攻め立てられ、爲に請負人も注文者も諸共に大失敗し、遂に破産者となつたといふ悲劇を目撃したのである。

處が之れと同じ様な例は、大正十三年の關東震災當時には多々あつた、大家屋大工場を請負つたが、震災で烏有に歸し、火災保險會社よりはお情けの保險契約金の一割しか取れず、且又此位の金では如何とも致様なく、請負人も注文者も無一物となつた事も聞いて居る、コンナ事はめつたにない例だが、併し苟くも請負人が請負金を受取るに當つて、工事落成の上とあるからには、其安全方法を前以て講じて置くべきで、悪注文者に巧妙の手段を以て踏倒されぬやうに、貸倒れ豫防の方法を盡し置くべきである。

### 五、手形や小切手を取る可否

注文者から請負金の全部又は一部を、手形や小切

手で受取る事もある、之れは後日絶対に安全とも言はれない、假りに注文者から小切手や手形を以て支拂うといつたら、どうか貴方の方で現金にして、渡してくださいと断はるがよい、夫れも注文者が世間に十分の信用でもあり、誰が見ても大丈夫の資産家なり實業家でもあれば、請負人はその受取つた小切手を持つて、早速指定の銀行へ行つて現金にしても貰はれるが、中には不渡の小切手を渡す事もある、又先日附の小切手や三十日後拂の約束手形を渡す事もある、凡そ物を注文するに、現金でなく然かも一定期日後の日附の手形小切手を渡すやうでは、自分に現金の持合せがないからである、俗にやりくり算段で金を支拂ふやうな注文者は、何れの日か危険が伴ふによつて、常に用心して一時も早く請負金を取つてしまふに限る、若し夫れ請負金を支拂はぬ傾向がありとすれば、遺憾ながら工事も中止して、前の勘定を遠慮なく請求する事に努力する。

六、如何に請求してせ請負金を支拂はぬとき 此場合は據ないによつて、最後の手段を執る外はあるまい、第一注文者の財産状態を取り調べ、請負の目的物が家屋でもあれば、早くも他に處分されぬうちに差押をする、一方家財道具でもあれば、之れ又差押へて



もよい、永久迄も打ち棄て置くのが貸倒れの原因となる、先きは何と抗辯しやうと夫れは全く信用が出来ない、己れの権利を主張し損害を豫防回復する爲には、逸早くも機先を制するの策に出でねばならぬ、即ち法律上の保護によつて、相當の手段手續を盡すべきである、先方が先方なら、此方も此方だとあつて、不法亂暴の行爲に出てはいかぬ、之が爲に却つて弱點を捉へられて、つまらぬ亂暴をした爲に、債權と差引してしまはれぬ限りもない、世間には能くある例で、親方が子分などを先方へ強談に遣はしたり、乃至は報復的に暴力行爲を以てする事がある、之は最も慎しむべき事で、今日は斯る事は決して許さない法の保護を脱して斯る行爲に出でたとすれば、爲に却つて馬鹿を見る、だによつて只管法力によつて債權の實行を全ふすべきである。

## 判 決 例

判決例一 請負契約の請負人が、目的物の完成により、之を注文者に引渡を結了する迄は、未だ目的物に關する所有權は、請負者に存して注文者に移轉せざるものとする。(東京地方裁判所)

判決例二 請負契約が中途にて解除せられたるときは、合意上の解除に出づると不履行に基く解

除なるとを問はず、既に完成したる仕事の結果に付ては、報酬の請求を爲し得べく、未だ完成せざる仕事に付ては、唯損害賠償若しくは原狀回復の請求權あるのみ。(東京控訴院)

判決例三 工事の先取特權は、民法第三百二十八條に従ひ、工事を始むる前に登記するに由りて始めて效力を生ずるもので、工事落成後に其登記を爲すも何等效力を生ずる事はない。(大阪控訴院)

## 第十章 油斷するご時効に罹つて權利喪失

要旨 本章に於ては時効なるものに依つて、時に權利を得若しくは失ふことで、一方から見れば時効によつて權利利益を奪はれる事になる、貸した金、物を賣つた代金の如きも、いつ迄も其儘に抛つて置けば、債務者は時効を楯に取つて、其權利は消滅したるが故に、辨償の義務なしと主張する實際貸したものに相違ない事を萬人も認め、法律上明確であつても、時効なる制度を理由として其債務を免かれる事も出来る、茲に於てか著者は本章下に於て、如何なる場合に時効によつて權利を取得するか、如何なる場合に權利を喪ふか、又進行する時効を中斷する方法、失ふたる權利の復活法に付て、其詳細の説明を試みたのである。

## 第一節 時効で權利を取得する年限と方法



民法には第六十二條以下に於て、取得時効の事を規定してある、凡そ時効の制度がなれば、己れの権利を證明するに於て際限がなくなるのと、又他人が永く権利を占有するに拘はらずそれが回復を求めざる者は、或は其権利を譲渡し、又は拋棄するの意思なりと解釋せらるるとも不當ではない、又権利者にあらずして、権利を占有し、権利者として權利を行はず、名實相副はぬ状態を何十年間も繼續する事に於ては、之れ實に公益に害がある、此點より見て時効を設くる必要が起つた、で本節には時効で權利を取得する方法に付き其要件を次に掲ぐることにする。

**一、所有權を取得する場合** 之は二十年間所有する意を以てすること、平穩且公然なること、現に占有すること、の條件が大切である、平穩とは占有する始めより終迄、暴行強迫などによつて占有を繼續しない意味である、公然とは外見に於て容易に占有することが知れる意味で、俗に謂ふ内證でないこと、尤も不動産に對する特別の取得として、占有の始めに善意であつて、自分は完全に所有權を得た積りで信じてゐて、少しも過失のなかつた場合には、十年間占有して居れば、全く其不動産を取得し得る事になる、従つて若し

其所有權を失ふ方では、一方の占有が悪意なることを證明しなければならぬ、斯く證明し始めて權利を恢復し得られる。

**二、所有權外の財産權を取得する場合** 此場合は平穩且公然に自己の爲にする意思を以て、權利行使の際より善意で且過失がなければ十年、萬一悪意又は過失あるとも二十年間占有して居れば、其權利を取得する事が出来る、夫れも其管で、永久迄も自己の權利を打ち棄てて、恢復につとめぬ者は、最早其權利を拋棄するものと見られても、致方はないのである。

**三、遺失物捨得と埋藏物を發見せし者** 遺失物を捨得したならば、逸早く警察署に届出るがよい、其届出をせずして俗に云ふ猫バ、アを極め込むと隠匿罪を以て處せられ、其捨得つた品も其儘取りあけられてしまふ、處で尋常に届出をすると、其筋では斯る品の遺失者はないかと公告をする、通例遺失者は警察署へ遺失物届をするが、若し何等届人もなく、一少年を經過して所有者即ち遺失者が出て來なければ、其品は捨得つた者に下渡される、言はゞ遺失物を捨得つて届けた者が、只で貰ふ事になる、埋藏物を發見した場合は



發見者より届出る、そして此所有者が見當らなければ、一ケ年後には發見者と共に埋藏されし土地を所有せし者とが、半分に分けて其物を貰はれる。

之に反して眞の所有者が現はれて来た場合は、遺失の場合でも埋藏物の場合でも、眞の所有者から其價の十分の一より下らざる金額の謝禮を受ける権利がある、警察署の方では其品を所有者本人に下渡す際に、發見者、拾得者に對して何程位の禮をせよと懇ろに諭して呉れる、勿論届けて呉れたから本人の手に戻るものであるから、此親切に對しては何かで禮をせず済むべきでない、何れも厚く禮を述べて禮金を呉れるのが常である。

**四、不注意の爲に地所を他人に取られた實例** 自分は三反歩の田畑なり山林を買求めた積りで居つたのに、十年も十五年も経て何等かの必要からして、繩を入れて調査して見ると、二反五畝歩しか無くて、五畝歩丈は隣地所有者が占有して居つた事が分つた、殊に隣地所有者も他人の所有地とは知らず、自分の所有地の積りで之を耕作して年中收穫を得、又は殖林を施して見上げる程に成長した、處が前申す如くに其地所が自分の有でないといふ問題が起つた、一方では隣地所有者に侵略されたといつて大騒ぎ、其地所を元通

り返へせよと談判を持込む、此方は斯る事とは夢更知らず、夫は意外千萬な話だ、自分の所有なら何故今迄に主張しなかつたかと反駁する、其結果は裁判沙汰、遂には善意で取得したるものと認められ、一方が其土地の所有権を得たといふ實例も耳にして居る、油斷は大敵、所有者は常に此邊に注意し、萬一祖先傳來の田畑山林でも相續する場合は、一應十分に其所有権を調査して、將來の安全を期すべきであらう。

## 第二節 時効で權利を喪ふ場合

實際に於て此例が多々ある、貸した金、賣掛代金、家賃及び地代の如き、何から何迄請求すべき権利があるのに、夫れを或時期迄放つて置くと、債務者は之をよき幸ひに時効を理由として今は返済の義務なしと突張る、不徳義も又甚だしいが、併し法律に於て斯く時効の制度を設ける以上は、之れによつて債務者の方でさう主張することの出来るのは當然である、借金踏倒しは多く茲に原因すると思へば、層一層注意しなければならぬ。

**一、先づ時効を援用して主張する** 苟くも時効によつて權利を取得し、又は權利が



消滅したと主張する者は、其者が時効を援用せなければならぬ、例へ時効に罹つても黙つてゐたり、時には其債務を認めて居れば勢ひ債務を果すべき義務がある、金を貸した方で何年何月何日に金を貸したといつて主張すれば、一方では金は借りたに相違ないが、其借金は、法律に規定する時効にかゝつて居るによつて、法律上辨済の義務はないと抗争する裁判所の方では例へ夫れが時効に罹つて居るからといつて、債務者に有利に解釋して義務なしと判決する事は出来ない、一に當事者が之を援用し、主張して始めて効力がある譯である、して見ると黙つて居るてはいかぬので、必らずや時効を援用する事を忘れてはならぬ従つて例へ時効に罹つて居るものでも、債権者は債務者が主張せずして認めるからには、矢張り辨済を強ゆる事が出来る、従つて時効に罹つて居る債務を復活する方法としては、債権者は後に説明するが如き手段を以て、其債務を承認するが策の得たものである。

**二、普通債券の時効年限** たとへば貸金の如き預け金の如き、之れは請求し得べき権利の發生した時から、十年を経ては時効に罹る、金を貸して返済期限が来れば、直ちに請求權が發生する、此時から十年経つと時効に罹る譯である、よし今日借りて明日返済すべ

き約束の金でも、三月期限の借金でも何でも構はぬ、又金品を預けて期限のないものなら預けた日から請求權があるによつて、其時より十年経つと時効に罹る、十年も間がある故其間に適法的手段を施して、時効に罹らぬ様に時効中斷の方法を執るべきである、只茲に注意して欲しいのは、後に説明する如くに賣掛代金であるとか、乃至は家賃の如きものは時効年限が短い故、油断をしてゐると取れなくなつてしまふ、近頃悪い借家人などが、時効を楯に取つて踏み倒しを企てる、日用品や何かを掛で買つて、何とかかとか借金を延滞し、そのうちに時効の到來を待つて、借金を踏み倒す者が頻々と出来て居る、之は後にも詳しく説明するから、篤と留意して欲しいのである。

**三、債券又は所有權外の財産權の時効** 之は物上請求權の如き、例へば所有物の取戻、地役權回復、地役排却の請求權の如きものと知られたい、そして是等の財産權は二十年間行はぬによつて消滅するとしてある。

**四、定期金の債權** 無期の定期金なるときは、第一回の辨済期より二十年、有期の定期金なるときは最後の辨済期より十年間行はぬによつて消滅する、故に辨済を受くべき後



打ち棄て置いてはいかぬ事になる。

**五、年又は之より短き時期を以て定めし金銭物件の給付** には日常の取引及び平素の業務に關する債権が多い、従つて永久に記憶し居られぬ、又多くは書面上の證據もなく、債権發生の時債権の證書を作らず、又辨済の時受取證も作らず、又之を作るも或は辨済の時債権證書を返したり、乃至は破却するのを忘れ、乃至は受取證を保存することが稀れである、故に事實の關係を速かに曖昧の中に没し、債務者は數年の後其辨済を證明することが出来なくなつて、辨済の請求を受くる危険が起る、此危険は債権者の惡意より或は其妄信から生ずる、是れ此債権を短期を以て消滅せしむるものとし、以て速に權利上の地位を確定する必要がある、例へば貸金 利息、定期金の各期の辨済金、會社の各期の配當金、借地及び借家料、時期を以て定めし雇人の給料、各期の小作米の如きものと知られたい、之は請求し得る時から五年を経過すれば時効に罹る。

**六、三年間て時効に罹る債権** 民法第七十條に明示する如くで、(一)醫師、産婆及び藥劑師の治術、勤勞及び調劑に關する債権、(二)技師、棟梁及び請負人の工事に關する

債権、但し此時効は其負擔したる工事終了の時より起算する、醫師産婆の如きは各地の慣習に因る支拂期より、又常聘のものに非ざれば事務に従ひ各診察死亡の時、全快の時又は關係を絶ちたる時、若くは此等の事實の起りたる月の末日より、藥劑師なれば通常調製の日又は其月の末日より起算する事になる。

**七、僅か二年て時効に罹る債権** 次に示す債権は、最も日常多く生ずるもの故、成るべく迅速に之を確定することを至當とするからである、即ち(一)生産者卸商人及び小賣商人が賣却したる産物、及び商品の代價、例へば卸商人が小賣商人に、小賣商人がしも、たやに賣つたとき、(二)居職人及び製造人の仕事に關する債権、(三)生徒及習業者の教育衣食及び止宿の代料に關する校主、塾主、教師及び師匠の債権で、何れも永久迄も打ち棄てて置くと、忽ち時効に罹つて取れなくなつてしまふ、此等の債権は踏み倒されぬやうによく注意して時効を中斷する方法を執らねばならぬ、先方は何とかかとか挨拶をして借金を延ばす、其間に二年といふ期間が経過してしまふと、先方は開き直つて時効を楯に取つて、債権の消滅を主張し、どうならうと勝手の處置を執るがよいと空嘯く、之れに



は全く閉口してしまふ。

### 八、一年で時効に罹る債権の注意

請求し得べき権利の発生した時から、僅かに一年で時効に罹る、極めて期間が短い故餘程用心せなければならぬ、即ち(一)月又は之より短き時期を以て定めし雇人の給料、例へば番頭、手代、使用人、乳母、下婢、下男、小使、車夫、馬丁の給金の如きもの、(二)勞力者及び藝人の賃金並に其供給したる物の代價、植木屋、大工、左官、石工の如き勞力者、又藝人とは俳優、藝妓、講談師、音樂師といふが如きもので、其勞力又は藝術の對價及び大工の用ひたる釘材木といったやうなものをいふ、(三)運送賃、例へば車力、車夫、自動車、鐵道汽船會社の運送賃などは、長く請求せぬと其記憶を失ひ易いからである、(四)旅店、料理店、貸席及び娯遊場の宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費代價並に立替金、例へば宿屋料理店で客の爲に煙草とか炭の如きを立替で買つてやつたときの如き、(五)動産の損料、例へば衣服、夜具、葬具等の損料の類と知られたい、何れも前同様の理由で、早く請求せぬといかぬ、然かも以上のうちで、料理代遊興費の如きは、先が悪い人だと一年も経つと支拂はなくなる、詰り支拂ふのが馬鹿く

しい氣になる。飲んだり騒いだりする時はさうも思はぬが、いざ勘定となると眞面目に支拂ふのは詰らぬ氣になつて、借りたが最後何とか言を左右に託して不拂となる、此場合に處すべき方法は夫々別章下の説明によつて、充分に瞭解することが出來やう。

## 第三節 商行為一般手形上の時効

商行為に付ても、法文に時効が特に規定してある場合は格別、夫れがないときは商法による一般の時効によるべきである、又手形小切手の上の債権の時効は、之れ又同法に特記してあるによつて、特に説明の要がある。

### 一、商行為の債権は原則して五年

で時効に罹る、商法の第二百八十五條には本法に別段の定めある場合の外は、五年間行はざるによつて、時効により消滅する旨を明示してある、例へば商人と非商人との日用品の賣買の如きは、前説明せし通り二年時効と民法に規定しあれば、又保險契約金の受取の如き、通運會社の運賃の如き、損害賠償金の如き、何れも一年としてある、手形の如きも特に規定しあれば夫れに従ふものと知らる



べく、別段に規定しないものは五年時効と心得て居て欲しい。

**二、手形債権の時効年限** 商法の第四百四十三條には、手形の引受人又は約束手形の振出人に對する債権は、満期日から三年、所持人の其前者に對する償還請求権は、支拂拒絶證書作成の日から一年、裏書人の其前者に對する償還請求権は、償還を爲した日から一年を経過すれば、時効に罹つて消滅してしまふ、されば手形を握つて居る人は、いつ迄も其儘に放つては置かれぬ、例へば手形に裏書でもあれば、先づ手形を振出人に呈示して手形面の金額を支拂つて呉れると請求する、夫れが銀行を支拂場所とすれば銀行へ持つて行く、そして振出人なり銀行なりが支拂つて呉れぬとせば、拒絶證書を作つて裏書人に遅滞なく償還請求をする、尤も拒絶證書の作成を免除する旨を明示してある手形なれば、敢て拒絶證書を公證人や執達吏に作つて貰ふ必要もない、處で話は前に戻つて、此拒絶證書は満期日又は其後の二日以内に作ることで、此期間を失ふと、裏書人に償還請求が出来なくなる、素人は此邊の事を辨へぬ爲に、飛んだ失態を招ぐのである。

そこで以上の手續を履まぬと、不利のみか、時効を経過すれば手形として効力を失ふ故

爲替訴訟として簡便な手續の下に訴訟を進めることは出来ぬ、爲替訴訟ならば普通の貸金請求の訴訟なぞと違つて、どの位債権者に利益か知れぬ、其利益を逸するが殘念である、此外手形の形式即ち書き方が間違つて居る爲に、無効ともなる事あれば、十二分に注意して手形を執るが肝要である。

**三、債権は消滅せぬことを承知せよ** 例へ手形が時効に罹つて、爲に手形として請求は出来ぬとも、夫れを唯一の證據として債権を主張し、普通の訴訟を起す事が起る、(民法上の規定によつて)それは商法の第四百四十四條に「手形より生じたる債権が、時効又は手續の欠缺に因つて消滅したるときと雖も、所持人は振出人又は引受人に對し、其受けたる利益の限度に於て、償還の請求を爲す事を得」と規定してある、詰り民法の七百三條にある如く、法律上の原因なくして、他人の財産又は勞務に因つて利益を受け之が爲に他人に損失を及ぼしたる者は、其利益の存する限度に於て、之を返還する義務を負ふといふ民法第七百三條の規定によつて、何かの借に手形を振出したが、其手形は形式上に不備があつて、爲に無効にはなつても、借は依然として借である、此借を拂はぬといふのは不當



に利得したものとなる、債権者は此規定此法律の保護によつて、先方が利したる丈の金額を返還して貰ふべく請求が出来る、先方が之に應じなければ、「不當利得返還の訴」と題して、訴訟を起す事になる、此時は其手形が何よりの證據となる、であるから手形所持人は手形として金が取れなくとも、右の方法理由で請求が出来るによつて、決して打ち棄ててはいかぬ、又悪意を以て斯る無効の手形を振出し、金でも借り商品でも引いた者は、受けた利益に利息を附して返還すべき義務ありとしてある、此外損害あれば損害迄も出さねばならぬ、尙此請求権は民法の債権の時効によつて、手形面の満期日から十年間は請求の権利があると知つて置かれたい、今茲では先方に支拂ふ力が無くとも、何れ芽の出た時に請求するが宜しい。

#### 第四節 時効の進行を中断する手續

前述の通りに、如何なる債権でも権利でも、打ち棄てて置けば時の経過と共に、所謂時効に罹つて請求権を失ふてしまふ、夫れを復活し失はぬ爲に、茲に時効の中断をする、時

効の中断とは進んで行く時の効力をば、途中で絶つてしまつて、中断した時から新たに期間を計算される事になる、詰り中断と共に時効に罹る年限が新たになる事である、貸した金が今一ヶ月過ぎれば時効に罹るものを、此時油断なく或手續を盡して時効を中断すれば其中断された時から、更に十年間は債権が復活する都合である、然らば如何なる方法を執ればよいか、之れ本節説明の要點である。

一、時効中断の方法 民法の第四百七十七條によれば(一)請求をすること、貸金なら正式の方法で請求する、處が只口頭などで請求したのでは、後日請求したといふ證據となり難い、先が請求された覚えはないといつたら、此方は證人でもつけなければ立證が出来ぬ極めて不便不利の立場に陥る、そこで内容證明の郵便で催告書を先方へ送る、そして其郵便局に配達證明を請求して置く、郵便局では内容證明の郵便を先方債権者の處へ持つて行き、そして確かに配達した云はゞ受取證を取つて来る、此配達證明を再び催告者の處へ届けて呉れる、債務者は後日になつて此證明ある以上は、配達を受けぬ催告書は受取らぬと頑張る譯に行かない。



此の如く請求は管に催告のみに止まらない、裁判所に訴を起すもよし、支拂命令の申告を爲すも請求の一つである、此等の請求を爲せば夫れで時効は中断となる、請求は正式正法に爲したら、其日から新たに時効が進んで行つて、貸金ならさらに十年、賣掛代金なら更に二年を経過せねば、時効に罹らぬ事になる、此外一に債務者の財産を差押へたり、假差押をしたり、又は假處分の手續をすれば、矢張り時効の中断となる、債務者が不徳義にも債務を果さぬやうに見えたら、然かも幾分でも彼に家財道具なりとありとすれば、早くも先づ假差押をやつつけて、其上で本訴を起すといふのが策の得たものである、第(三)には債務者をして承認さす事で、詰り債務を認めさす譯である、此方法には内金を入れさすとか、乃至は證文を入れさすとか、證文を新たに書替さすとかいふがある、他人を代理として債務者の宅に赴かせ、そして催促をした場合に、債務者が例の借は屹度何日に支拂ひいたすとも答へた場合は、之れも矢張り承認である、だが兎角口先のことは證據が薄弱となる、債権者や其親族家族の者が行つて催促し、一方債務者が承認したからとて、之れは後日の證據としては薄弱である、債権者は自分の利益の爲には、債務者の不利の事を

申立てるが常である、裁判所も之は信用を置かない、だによつて全くの他人を以て交渉し債務者をして承認させるが宜しい、内金を入れさせることも、只夫れ文では證據は残らぬ債務者が内金など入れた覚えはないと出たらどうするか、茲を以て時には借用證文あれば何月何日内金とか利子を何月入れたといふ事を債務者に書かせて、債務者に捺印でもさせるか、乃至は代理人を以てすれば、内金又は利子として何程を、代理人に渡し申候といつたやうな文句を書かせて、代理人は夫れを持つて來て債権者に渡すといふ風にすれば、之れが何よりの證據となる、普通では自己に不利の書面は債務者の方で書かぬ故、債権者の代理人が、「私は代理人ですし、本人は何程貴方から受取つたか、夫れを疑はれても困る故何程利子を渡して呉れたと一寸認めて呉れ、夫と此内金とを持參して行つて本人に見せますから」と、何氣なしに話せば、債務者も夫れに乗つて認めて呉れる、若しどうあつても認めぬなら、據ないによつて何月何日確かと内金を受取つた其金の種類迄も記憶して、後日代理人が之を立證する資料にと、豫め注意し置くが大切であらう。

二、中断の效を生せぬ場合に注意 前項記せる如き方法で時効は一旦中断するが、



併し次に説明する點に注意せぬと、折角の中断も其効力を生ぜぬ事になる、即ち(一)裁判上の請求は、訴を却下されたとか、乃至は訴訟の取下をした場合は、時効中断の効力を失ふてしまふ、又(二)支拂命令は簡易なる裁判上の督促手續なるを以て、支拂命令を送達するを以て中断の効力を生ずるが、若し債務者が異議でも申立てると、債権者は之に對し更に訴を起さねばならぬ、夫れをせずに起訴期間を経過してしまふと、命令は無効となり且債権者の權利に付て疑ひあるを以て、中断の効を生じなくなる、中断せぬとあれば最初の時効年限に舞ひ戻つて起算される故、其間に時効に罹つてしまふかも知計り難い、(三)債権者からか又債務者から和解を申立て、相手方が出頭せず、又は和解が不調に終つたときは、一ヶ月内に正式に訴を起さねばいかぬ、夫れをせずに放つて置くと、時効中断の効を生じなくなり、(四)催告は催告後六ヶ月内に裁判上の請求、和解の爲にする呼出、破産手續参加、差押、假差押、又は假處分を爲すでなければ、時効中断の効力を生じない、通例は内容證明の郵便で催告したら、必ず夫れから六ヶ月経たぬ中に、貸金なら貸金請求の訴、貸家なら家賃又は家屋立退の訴を起さぬといかぬ、(五)差押、假差押及び假處分は、權利者

の請求によつて、又は法律の規定に従はぬ爲に、取消されたときは、時効中断の効力を生じない、此外説明すべきもの多々あるも、他は之を省略する事とした。

## 判 決 例

**判決例一** 返済期限後に生じたる利子は、其性質契約の不履行に基く損害金に外ならざるが故に五年の時効により消滅するものでない。(宮城控訴院)

**判決例二** 民法第六十九條に、年又は之より短き時期を以て定めたる金銭其他の物の給付を目的とする債權とは、利息借賃給料等の如き、毎時期に支拂ふべき債權を指稱するもので、借入金自體に適用すべき規定ではない。(大審院)

**判決例三** 民法第七十三條第一號は、生産者及商人が獨り消費者に對し、卸賣したる産物及び商品の代價に付てのみ適用すべき規定に非ずして、卸商人が轉賣を目的とする者に對し、賣却したる商品の代價に付ても均しく適用される。(大審院)

**判決例四** 振出人に對する手形上の權利は、三年にて時効は完成する、斯く年を以て定むる期間の計算は、初日を算入せずして最後の年に於ける起算日に應當する日の、前日を以て期間満了し消滅時効は完成するものとする。(東京控訴院)

**判決例五** 手形所持人の其前者に對する償還請求權の時効起算點は、支拂拒絕書作成免除を爲したる場合に於ては、其拒絕證書を作成すべき最終日を以て起算點とする。(大阪地方裁判所)



## 決議

拒絶證書作成の免除を受けたる手形の所持人が拒絶證書を作成せしめざりし場合に於て其免除者に対する償還請求は、普通の場合と同じく満期日又は其後三日内に其通知を發すべく其時効は普通拒絶證書作成期間満了の日より起算し、六ヶ月なりとする。(法曹會)

判決例六 商法第四百四十四條に所謂利益とは、積極的たる消極的たるを問はず、故に或る債務を免る、爲に其對價として手形を授受したる場合に於て、該手形債權が時効に因り消滅したるときは、其以前の債務全額の金員を以て、利益の限度として償還の義務を負ふ。(東京控訴院)

## 第十一章 輕率に觀過せぬ利息計算

### 要旨

凡そ債權には必らず利息が付く、銀行に預けても、人に金を貸しても、利息が取れば、雖しも貯金する者もなければ、又金を貸す者も無い筈、債權も現金で自分の手許にあれば之を融通して利益を見られる、夫れが貸になりなれば、黙つてゐても相當の利を産むは當然である、して又此利息が決して馬鹿に出来ぬ、知らぬ間に殖えて行つて、元金額以上にもなるので、却々輕率には出来ぬ、そこで此利息關係を各方面より説明して、諸君の首肯を得る必要がある、即ち法定の利息約定利息、重利、利息の制限等順を逐ふて解説を試むるは、債權者側に最も有益と認めらる。

## 第一節 利息の割合に付て

凡そ利息には前述の通りに、種々の率が定まつて居る、夫を心得てゐて始めて有利の利息が取れる、茲に債權ある以上は、吃度利息をも請求する權利があるので、之を忘れぬがよい、處で今其割合に付て説明しやう。

一、利息に付いて何等約束なき時 商人間で物を賣つたとか、立替をしたとき、一時商用に金を融通したといふ場合には、商法に規定する利息の率による、これは年六分である、即ち請求し得べき權利の發見したとき、言を換へて云へば先方が返金すべき義務の起つたときから年六分の割で利息を拂はねばならぬ、今日せち辛い世の中に、年六分位の利息を貰つたとて、詰らぬといふ積りならば、一層のこと先方が違約したときは、損害賠償として一ヶ月金何程とか、金何圓の損害金を支拂ふべき旨を約定して、特に證書にでも唄つて置けば、夫れ支取れる事になる、然るに商取引外の事では、年五分の利子しか取れない、又金を貸した時に利息でも何程と證文に唄つてないときは、年五分の利子しか取れぬ、民法上ではさう明示してある、此外に特別の損害でもなければ、其損害を要求する事は出来ぬとしてある、故に貸金の證文の如きには、必ず利子を明示して置く必要がある。



二、約定の利息率 即ち利率を何程と約定することだが、併し之れとても金銭貸借の場合には、利息制限法といふ規則があるので、その規則の率を超えた契約は効力がない利息制限法によれば、元金百圓未満のときは一年百分の十五即ち一割五分で、百圓以上千圓未満は百分の十二即ち一割二分、千圓以上は百分の十即ち一割以下としてある、これ以上約束してもいかなぬ、若し以上の約定をすれば、其超えた分は裁判上無効となる、假りに千圓の金を貸したとして、此利率は年一割であるが、年一割五分と約定したときは、これが裁判となれば五分丈は引直されて、詰り削られてしまう、債務者は一割丈拂へばよい事になる、只茲に注意して欲しいのは、債務者が其一割五分に甘んじて、假に其割の利子を債権者に支拂濟となつた以上は、後日餘計に支拂つたからといつて、其餘計な分を元金に入れろとか、乃至は返還して呉れると請求する権利はないとしてある、詰りは渡し損に終る勘定である、夫れ故金貸を常業とする者は、後日引直されなぞされぬやうに、兎角天引とするやうにしてある、又成規の利子以上に約して、後日債務者が苦情を言つたら取れぬから其代りに、他で儲かるやうに手数料を取るとか、乃至は後日苦情を言はさぬやうに

百圓の金を貸しても其高利の利子迄も加へた金額、即ち百十圓とか百二十圓とかを證文に貸した事に書かせて置く、後日になれば自分は百圓を貸したのではない、此證文に唄つてある通りに百二十圓を貸したのであると主張する、かうして何處迄も安全策を執つて居るのである。

## 第二節 利息の延滞と重利

重利とは利息に利息が付くことで、詰りは利息を元本に組入れ、夫れに利子が付く譯である、利息も債権者が間違なく期日に取れば、夫れを他に融通して利殖が出来る、然るを利子が入らぬとすれば、夫れ文損になる勘定である、茲に於てか法律は重利に付て特に規定した。

一、利息の延滞と催告 利息が一年以上延滞したときは、債権者は抜目なく債務者に催促する、催促しても利息を持つて来なければ債権者は之を元本に組入れて、更に其割の利子を取る事が出来る、云はゞ重利である、だが此催促は口先や普通の書面ではいかなぬ、



何故ならば債務者は後日に至つて、催促を受けた覚えはないなぞと、しらを切るかも知れない、其時債務者は催促をしたと主張する處の證據がないと困る、だによつて後日證據保存の爲に内容證明の郵便で催告するに限る。

## 二、催促を要せずともよい特約

前述の如くに、債権者から一々催告をせなければならぬとあつては、事面倒だと見たなら、豫め借用證文に下の如き文句を書かせる、即ち「利息が一年以上延滞したるときは、債権者より催告を要せずして、債権者は之を元本に組入るゝ事を得ることを、豫め債務者に於て承認す」云々の意味の文句である、かういふ意味の文句が證文に唄つてあれば、債権者は之を楯に取つて、一々催告せずとも一年以上延滞早々、利息を元本に組入れられるのである、此一事を忘れてはいかぬ。

元來利息計算は大切のことで、知らぬ間に其額が殖える、然して利息が溜まると、其利息を完全に取りあける事が出来ぬ事になる、前にも説明せし如くに、抵當の場合利子は最後の二年分しか、先取特權はない、故に債権者が澤山あれば、其債権者が配當加入して、取つて行くので結局は二年分外の利子は取れぬ事が常に多い、そこで貸金常業者は期限を

短くし、利子を前拂とし、利息を滞納する者の如きは、見込なしとして直ちに強制執行する段になる、要するに細心の注意をせぬと、意外の損を招ぐ譯である。

## 第三節 利息に代る損害の賠償

利息は利息で取つた外に、又は利息に代るに損害賠償として、一定金額を債務者に向つて請求し得る場合がある、以下夫れに付て大要を説明する。

### 一、契約期限後の利息 例へば年一割の利子で三年間金を貸借する契約を爲したとせ

よ、債務者が期限に借金が拂へずして、五年に至つたとき、債務者は契約年限即ち三年間は年一割の利子を、契約期限後は年一割の利子と同額の損害賠償を請求する事に於ては、裁判所は文句なく之を認めて呉れる、併し夫れは利子としての請求でなく、遅延による損害賠償として請求する事になる、だが之れ文では引合はぬとあつて、夫れ以上の損害が生じたので、之を請求する事がないでもない、併し貸金の場合に果して夫れ以上の損害が生じたかどうか、之は充分に調べて見ねば分らぬ、通例は利子同額以上の損害は、金の貸借



の場合にはないものと見て欲しい、若しありとすれば、夫れは、商取引上に起る問題であらう、此場合には即ち次の説明によつて諒解される。

二、當にしてゐる先方の違約 或契約を爲して之を當にして更に第三者と契約した場合に、第三者との契約の條件の一に、若し違約したなら何程の損害を賠償すべき旨を以てした、處がいざ期日になると先の人が契約通り實行しない爲に、其品を第三者に引渡す事が出来ぬやうになつた、さうなると契約通り相當の損害を取られる事になる、此類が若しも大きくあつたらどうか、意外の災難を招く、そこで先きの契約した者に對して、此違約による損害賠償を請求し得られる、先きの人が違約した爲に、第三者に損害を取られる破目に陥つたので、當然の事と言はねばならぬ、商賣上の事は物價の騰落や、時の必要によつては非常に儲けもすれば損も受ける、其違約によつて儲け損ふ場合もある、之れ法律が損害賠償を認めた譯である。

併し金銭貸借の場合には、利息制限法にかう規定してある、「一定限利息の外總て人民相互の契約を以て、禮金を棒利等の名目を用ゆる者あるときも、總て裁判上は無効とす」とあ

り、又第五條には、「返還期限を違ふるときは、債主より債主に對し、償金、罰金、違約金、料料等を差出すべきことを約定することあるも、概して損害の補償と看做し、裁判官に於て該債主の事實受けたる損害の補償に不當なりと思量するときは、之に相當の減少を爲す事を得」と規定してある、實際に於ても元金さへ返へせぬ債務者に、斯る罰金違約金など拂へる譯がない、又さうなれば高利貸の爲に債主は殺されてしまふも同様になる、貸方は將來の爲に屹度證文に斯る文句を書かせる、書かねば貸さぬと頑張る、據なく書くといつた風で、書いて見ると責任が生ずる、夫れは苛酷だによつて右の規定を設けたのである併し前述の如く商取引の場合には此限りでないことは、商法施行法の第百十七條に明示してあるのである。

## 判 決 例、決 議

判決例一 借用證書に「利子期限迄は無利息の事延滞候上は年一割五分の利息を附す」云々とあるときは、辨濟期限に相違なく返還したるときは無利息なるも、之に違ひ延滞せば貸付當時に週一割五分の利息を附し、支拂ふべき旨を約諾したるものと解するを至當とする。(東京控訴院)



判決例二 借用證書に利率の記載なく、單に制規の利子とある場合は、利息制限法に規定せる各金額に對する最高率の利息を指示したるものと解すべく、之を以て法定の利子を意味するものではない。(東京控訴院)

判決例三 借用證書に利子を付すべき旨の記載ありて、利率の定めなきものは法定率即ち年五分の割合なりとする。(名古屋控訴院決)

決 議 民法第四百五條に所謂元本に編入ることを得べき利息とは、辨濟期限前に延滞したる一年分以上の利息に限るもので、期限後延滞利息は元本に編入る、事は許さぬ。(法曹會)

判決例四 利息制限法に超過したる利子は、訴求することを得ない、但し承諾上授受し終れば、引直を命ずることはない、又實際金額を授受したるに非ず、制限外の利子を貸金と爲したる證書は、利定制法の爲め無効とする。(大審院)

## 第十二章 未成年者、準禁治産者又は

### 人妻と契約取引する場合

要旨 未成年者、禁治産者、準禁治産者、又は人妻と契約し取引するに付ては、十二分の注意を拂はねばならぬ、何故かといふに、何れも法律行為を爲す能力の全部又は一部を缺いて居る、其結果は是等の者との契約取引は、時に取消される場合が起る、取消された曉は、相手方は意外の損失

迷惑を蒙るからである、契約は反古にされ貸した金は其儘踏み倒されるといつた勘定で、苟くも是等の失態を招かぬやうにし、又時に債務を免かれさせぬやうにするのは、是非共法律の保護を受けねばならぬのである、之れ本章に於て其詳細を説明して、以て其注意方を促す所以である。

### 第一節 未成年者と契約取引

#### する前の注意

未成年者は法律行為を爲すに際しては、必らず其法定代理人の同意を得なければいかぬ法定代理人とは未成年の親権者、(又母)後見人といったもので、夫れにしても單に權利を得又は義務を免かるべき行為は獨斷で出来る、詰り未成年者に利益であるとも、損害はないからである、處で相手方が未成年者であると十二分に前以てわかつて居ればよいが、時にわからぬ事もある、そこで次の如き用心が大切である。

一、法定代理人の同意ありし事を確める 未成年者が借金をするとか、物の賣買貸借を爲すに當つて、其相手方は先づ相手方が未成年者とわかつて居たら、法定代理人た



る親権者、乃至は後見人の同意即ち承認があつたかどうか、之を確むべく時には其親権者に、或は後見人に面會して、眞否を確めるに限る、以上の者に面會して果して何と挨拶するか、若し法定代理人が承知だといつたら、後日のために同意書を取るがよい、例へば未成年者が金を借るとしたら、その證文に法定代理人即ち未成年者の親なり、乃至は後見人を連帯人とするとか、右の借金に同意すといふ文句を證文に記載させ、同意者の氏名捺印をさせた上で取引するがよい、さうでないとは後日に至つて其法定代理人から、私の同意なくして借金し、又先方も金を貸して呉れたのであるから、これは取消ますと斷はる、取消されたら致方はない、其結果は次の様な失態が起る。

**二、貸金は踏倒されてしまふ** さあ取消されたとなると、貸した金は取れなくなる、如何に金を貸した事實があらうとも、法律に背いて金を貸したのであるから、従つて詰りは貸損に終る、世間には能くある例で、體格は立派で辯舌は上手の青年、夫れが戸籍面上は未成年者であるから、萬人が見た處で既に徴兵検査も済んだ成年者としか思はれない、一見忽ちさう信じて金を貸したり、物を貸したり、乃至は遊興費を貸してやる、後日に

なつて本人に催促したが、如何せん親がよりで金の工面が出来ない、據ないから父方や母方に請求すると、夫れは飛んだ話だ、何故に親に相談し承諾を得た上で貸して呉れなかつたか、私共の知らぬ借金は辨償してやる譯に行かぬと、只一概にボンと斷はつてしまふ、斷はられて見れば前記の通りで、結局は貸倒に終るのである、かうなつては最早損害恢復の途はない、如何に著者がよい智慧を絞つても、債務を免かれさせぬ譯に行かぬのである。

**三、未成年の營業者と取引せし相手方** 未成年者でも時に法定代理人が營業を差許す事もある、今日は昔と違つて教育も相當に施され、智識の發達も昔日の比ではない、況して數年も或種の營業でも修めた者は、獨立して同種の業を經營する事が出来る、果して法定代理人が其營業を許したかどうかは、世間一般周知の事實によつて判斷し得られる、斯る場合に其營業に關係して取引した場合は、如何に法定代理人だからといつても、之を後日に至つて取消す事は出来ない、よし其未成年者が營業に不適任であるとか、乃至は損許りして將來見込がないと見て、法定代理人が其許可を取消した場合は、其營業の全部又は一部を取消した旨を、取引者仲間に知れるやうに、相當の手續を以て公知しなければな



らぬ、夫れをせぬか若くはする迄の間に爲したる取引に付ては、之を無効とし又は取消す事は出来ぬとしてある。茲を以て未成年者と取引する方々は、十二分に其營業上の手腕と信用資力とを精査し、然る後にせぬといかぬ。

## 第二節 禁治産者及び準禁治産者

### 者に用心せよ

禁治産者とは心神喪失の状況にある者で、平たく申せば白痴癡癪者の如きもの、兎角精神に異狀を呈して全く常識を缺ける者である、人を殺しても悪い事とは思はず、物を借りても返さうとも思はず、貸しても返して貰はふとも思はぬ處の、何が何だか分らぬ無能力者の事で又準禁治産者とは精神の虚弱の人、聾者、啞者、盲者及び浪費者といった人、何れも普通の人の如く能力は完全して居らぬ、斯る人物は其身上財産に付て法律を以て保護を要する、本節説く處、斯る人物と契約し又は取引する場合に於て、如何なる注意を拂はぬといかぬかで、次の説明が萬事を解決する。

一、全くの精神的無能力者に對し 是は其者の欲する儘に任せて置けぬ、任して置いては危険である、故を以て或場合には一家内に保護室を設けて監禁し、或は特殊の病院に入れて療養せしめ、以て外界との關係を一時絶たしめる、財産家の主人公が氣が狂つたのをよい幸ひに、だまし込んで金を借りたり、借金の連帯をさせたり、乃至は物を賣買させる、忽ちにして一家の財産は蕩滅し、加之に親族に多大の迷惑までもさせる、さうなつては大變である、そこで裁判所は次の方法を差許して、そして其者の安全を計らしめる。

(一)本人、配偶者、兩親等内の親族、戸主、後見人、保佐人、又は檢事の請求に因つて其無能力者に對し禁治産の宣告をする、此宣告を受けると自分勝手に財産を處分し、又は貸借賣買一切の契約をする事が出来なくなる、契約しても取消されてしまふ。

(二)前示の請求は通例「禁治産宣告の申立」と題し、此申立書を區裁判所に出す、裁判所は本人は勿論利害關係人を取調べ、然る後に決定をして呉れる、そして禁治産者となつたら其者に後見人が付く、親族會は早速後見人を選んで其筋へ届出る、後見人は本人の身上財産の保護に任じ、何事も後見人と相談した上でなければ、取引契約は出



來ない、其上後見人も重要な事柄に付ては、更に親族會の同意を得た上でないと、獨斷決行する譯に行かぬ、若し斯る事あれば利害關係人より取消されてしまふ。

## 二、準禁治産者の行爲に付いて

精神の虚弱の者、聾者、啞者、盲者及び浪費者は、之れ又普通の能力なきものとして、前示の利害關係人から裁判所に準禁治産宣告の申立を爲し、そして財産上の自由の權を奪はうてしまふ、だが近頃は盲者だからとて、教育を受け居つて、めあきも及ばぬ位の人物も尠なくない、かういふ人には何も準禁治産者とする必要はないが、如何せん盲者とあつては不自由であり不足勝である、盲者の財産家を何よりとして、如何なる奸人が、如何なる悪計を企てるかも知れぬ、夫れ故時に如上の手續を経て、身上財産の安全を保護せねばならぬ、従つて準禁治産の宣告を受けた者には、保佐人といふものを付ける、恰度未成年者に對する後見人と同様のもので、總て保佐人が準禁治産者本人の相談相手となる。

## 三、浪費者と借金

祖先傳來の遺産も何とも思はず、考へなしに貴重財産を遣ひ果し、時に高利の金を借りて、くだらぬ事に散費してしまふ、時に投機に手を出しては損を

爲し、凝性もなく再三再四相場をする、或は藝者や娼妓を買つたり、料理屋で酌婦に迷つて散財をする、コンナ事では何程財産があつてもたまつた譯のものでない、遂には宅地家作迄も抵當に入れて金を借るといふ破目に陥る、父祖の名をばづかしめ、親戚知己には尠からぬ迷惑をかける、さうなつては大變であるから、身代を滅茶／＼にせぬ先に、準禁治産者として置いて、手も足も出せぬやうにするが肝腎、本人は乃公の財産を自由にすることに、誰の干渉があるものかなぞと豪語する、豪語しても構はぬ、本人の妻なり親族の方は誰彼と言はず、裁判所に準禁治産宣告の申立が出来る。

處が此準禁治産の宣告を受けた道樂者が、一方には却々奸智に長けて居て、準禁治産の宣告を受け居る事を極内密にするか、乃至は斯る事を知らぬ處へ行つては、巧みに借金をしたり料理屋貸座敷遊びをする、まさか準禁治産の宣告を受けて居るとも知らぬ故、注文通りに藝者も呼べば料理も出す、飲めや唄へやで底抜け騒ぎ、揚句の果は無一物、よし財囊にあつた處で何程の金でもない、勘定の幾分かを支拂つて、残は二三日中に訖度支拂ふからと斷つて、其家を立去つたが、其後二三日は愚か十日経つても二十日経つても何の



音沙汰もない、料理屋の方では黙つて居られず本人に催促して見ると、未だに準禁治産宣告を素知らぬ振りして只管猶豫を求めのみである、料理屋の方では何回催促しても要領を得ぬ處から、愈々裁判所に訴へ判決を俟つて最後の手段に及ばうと決心した、するといつしか彼れが、準禁治産の宣告を受けて居る事が分つて失望落膽、何事ぞ、之では裁判所へ訴へた所で、却て費用損の上塗り、飲まれ損、喰はれ損で諦める外はなくなつてしまつた、斯の如き手段で其處彼處を倒し廻はるといふ、奸物も見受けるのである。

茲に於てか著者は堅く注意する、兎角人の口前や風采のみで輕信して、金を貸したり物を賣つたり、遊興をさせてはいかぬ、若も此の如き事あれば、いざとなれば準禁治産者を楯として、借金を踏み倒す事となる、貸したら最後何時になつても返される筈はない、結果貸倒れとなつてしまふのである。

**四、準禁治産者と保佐人の同意** 準禁治産者が次の行爲を爲すには、必らず保佐人の同意を必要とする、此同意がなければ後日取消されてしまふ、茲を以て是等の者と取引せんとせば、前述の如くに保佐人に交渉するか、乃至は確たる同意書を見た上で契約する

が肝要である。

- (一) 元本を領收し又は之を利用すること
  - (二) 借財又は保證を爲すこと
  - (三) 不動産又は重要なる動産に關する權利の得喪を目的とする行爲を爲すこと
  - (四) 訴訟行爲を爲すこと
  - (五) 贈與、和解又は仲裁契約を爲すこと
  - (六) 相續を承認し又は之を拋棄すること
  - (七) 贈與若くは遺贈を拒絶し、又は負擔附の贈與若くは遺贈を受諾すること
  - (八) 新築、改築又は大修繕を爲すこと
  - (九) 第六百二條に定めたる期間を越ゆる貸借を爲すこと
- 等で、此外の事でも裁判所は親族や保佐人の申立によつて、又は職權で保佐人の同意がなければいかぬとの、宣告を爲す事が出来るとしてある、今、以上各號に掲げた事柄に付て、一々説明を試むるならば。



(一)元本とは、金を貸したなら其元金のこと、又利用とは他に貸付ける如きことで、(二)借金を爲し人の保證を爲す如きは、夫れこそ本人及び其財産に重大なる影響を及ぼすもの之れ保佐人の同意を必要とする所以であり、(三)重要な動産に關する権利の得喪とは動産でも其家に取つて最も貴重なるものなるべく、是等の品を賣つたり質に入れたりするとは、十二分に考慮せなければならぬからである、(四)兎角訴を起し、又は訴に對する抗爭方法の如きは、本人の將來にとつて大關係を來すからで、(五)人に物を與へたり、何かの事に和解又は仲裁契約を爲すが如きは、能く保佐人と相談してせぬと、意外の不利を招ぐからである、(六)また相續を承認し又は拋棄することの如き、相續したからとて常に財産を貰へるとのみ限つた事はない、時に借金を背負ひ込み、時に或家を相續して不名譽を招ぐ事もある、(七)贈與や遺贈を拒絶するなどは、常に不利の場合多く、借金附の贈與遺贈を受諾する如きは、餘程考へが必要で、本人一量見ではいかぬ、(八)新築し改築し又は大修繕を爲すは、果して其必要に迫つて居るかどうか、又其家の財政に問ふて果して之を許すか、世間往々にして贅澤に斯る不要の事を爲す者もある、己れは準禁治産者の身分で

ありながら、前後の思慮もなく斯る事を企てて、家財を失ふに至つては大變である、實際父親が汗水を流して作りあげた身代を、子孫は何の苦もなく相續して、己れは戸主の権利を振り廻はし、勝手氣儘に財産を蕩盡する、親戚や何かの注意も聞かばこそ、有頂天となつて馬鹿をする、ために準禁治産者となつて保佐人が附く、斯くして其者の身上財産を保護し得るといふ譯である。

更に(九)民法第六百二條に定めたる期間とは、準禁治産者が物の賃貸借を爲す事は敢て出来ぬではないが、其期間が餘り永くなると不利を招ぐ、故に六百二條に定めたる期間、即ち樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借は十年、其他の土地の賃貸借は五年、建物の賃貸借は三年、動産の賃貸借は六ヶ月以下ならばよいが、夫れ以上の長期賃貸借の場合、保佐人の同意を要する事とした、併し實際上は斯る契約でよし期間が短かくとも準禁治産者一所存での契約は、兎角間違が起り易いのである、故に保佐人も此點には至大の注意を拂ふべく、又契約を爲す一方に於ても例令法律が之を許すとしても、一應は保佐人と協議し其諒解を得ての上で爲すが肝要であらう。



要するに以上述べた如き次第で、準禁治産者に對する取引契約に付ては、必らず保佐人の同意を要すべく、時と場合には保佐人又親族會の同意をも要する場合あるによつて、特に此邊に注意せぬと、結局債務を踏み倒される事になる。

### 第三節 人妻の行爲及び之と取引する場合

婦人は丁年になれば、男子の丁年者と能力に於て毫も異なる處はない、だが一朝人妻となれば夫婦間の和合、永久共同生活の關係上、どうしても妻の能力を制限する必要がある、一家に主權が二つある道理はない、又妻が夫に從はずして勝手氣儘の事を爲し、夫れが法律上有效であるとしたら、到底夫婦間の和合は期せられまい、茲に於てか法律は次の如く制限した。

一、夫の許可を受くる場合 妻が次の行爲を爲すには、是非共夫の許可を要する、若し獨斷でなせば、夫からは取消し得る權利がある、取消されたら相手方は馬鹿を見る、實際に於ても妻が日常家事以外の事を買つて代金を拂はなかつたり、或は貴重な財産を

良人に内々で賣拂つたり、貸したり贈つたりすれば、結局良人の不利となるのみか、茲に夫婦間に感情の衝突も來たす、甚だしきは良人が辨償でもしてやらねば、不名譽を暴露するといふやうな事も惹起す、故を以て制限した譯である、即ち

(一) 準禁治産者が保佐人の同意を得ることの必要な場合に於ける(一)より(六)迄に掲げた行爲

(二) 贈與若くは遺贈を受諾し、又は之を拒絶すること

(三) 身體に羈絆を受くべき契約を爲すこと

等で、何れも良人の許可がないと、良人から相手方に對し、夫れは良人たる私の知らぬ事であるからといつて、取消を要求して來るとすれば、夫れで相手方は損を招いても致し方はない、如何に著者が借金を踏倒されぬ策をと主張しても、以上の缺點があつてはいかぬそこで先づ相手方は人妻が金を貸して呉れるとか、物を賣つて呉れるといつて來たら、果して良人の許可があつたかどうか、良人に打明けて良人が承知の上なら、許可書を出す筈である、先づ之を見せて呉れるといつて掛合ふ、許可書とても果して眞物か否やは分らぬ



によつて、親しくその良人に面會し、許可したか否やを確めての上で契約したならば、決して不安を招くやうな事はない、勿論夫が許可したからとて夫も責任ありとは言はれぬ、夫が其債務に連帯し保証したものはならぬ、只妻と相手方との契約が有效文であつて、後日取消とならぬ文の事である。

**二、見よ此驚くべき實例** 次の如き實例がある、横濱で某實業家の妻君が、非常の虚榮家で、そして又相場が嗜であつた處から、良人に内々で衣類其他裝身具に贅澤を極め、又良人が相當名を知られて居る處から、其處彼處の呉服店で高價の呉服物を買求め、何程かの内金を拂つて、大部分の殘金は何れ何日頃に支拂うといふ契約で取引した、然るに其契約日になつて支拂が出来ない、止むなく呉服店の方では良人の出勤する某會社に行つて良人に面會して、事情經過を打明け、どうか代償して呉れろと要求した、すると良人も驚いた、既に斯る妻君の失態は一再到止まらぬ、いくら代償してやつても際限がないので、茲に決心して次の如く答へた、「自分は之を承諾し許可した譯でない、妻が勝手にした事で、然かも斯る高價の買物は私の家柄としても又日常家事にも許さぬ經濟である、だに

よつてお氣の毒ながら代償の儀は出来かねる、どうか妻本人から取つて呉れ、如何なる手續をしやうとも決して異存はない」との挨拶、それには呉服店も閉口した、成程考へて見れば良人の承諾許可があつたか否か迄は精査して見なかつた、あれ丈の身分地位ある人の妻君、まさかにも間違もあるまいと思つて掛賣したのは飛んだ失態、法律の保護を無視した爲で致方はない、結局は此惡妻君に借倒されて了つたといふ話。

今一つは妻君が相場好きで、株式市場や米屋町へ行つて相場に手を出す、出す度毎に損をする、意地になつて今度は非常工面をしたのが例の借金、悪い事とは知りながら、良人に打明けては一言の下に叱り飛ばされるによつて、極内々で自分を振出人、良人を裏書人として茲に約束手形を發行し、之を提供して何千圓の金を借りた、勿論良人の知らぬ事故、裏書人たる良人の署名も良人ではないし、又印影も偽造か盗用したものに相違ない、やがて期日が来て債権者から請求したが、いつも延期／＼で埒があかぬ、據なく債権者は裏書人たる良人に請求に及んだ、すると良人の方からは自分は裏書をした覺はない、従つて斯る事實は一切與り知らぬこと、如何様にも處置されるがよいとの返答に、債権者も之には



二の句も出ない、此上は債務者なる妻君を相手取つて、私文書私印偽造行使詐欺罪を以て告訴すると威嚇する、本人は申す迄もなく、良人も妻が斯る罪状を以て告訴されるとすれば、自然其家の不名譽となる、憎い妻とは言ひながら、自分の不名譽を甘受する譯にも行かぬと、さう覺悟して代償して呉ればよいが、若しソ、不都合の妻なら、此際離婚も敢て辭せずと強く出られた日には、債権者も最早取り付く術もない譯、かうなると例へ債権額の半分位に負けてやつても示談した方が利策である、人妻を告訴して刑務所にブチ込んで見た處で、貸した金の戻る譯はない、却つて損の上塗であると考へてか、大不利益の條件の許に示談したといふ事である。

三、日常家事に付ては妻は夫の代理人と看做すとの規定は、民法の第八百四條に明規されてある、日常の家事とは、日常其家事に必要な事柄の一切で、之れは常に夫の代理人と看做される故、妻のしたる事に付ては夫は責任を持たねばならぬ、例へば米味噌を買ふとか、家賃を取上げたり家賃を支拂ふ如き、小供の着る日常の衣類を求めたり、兎角其家向の上に相當の日常必要の買物の如きは、夫は之を知らぬでは済まぬ、夫も亦辨償

の責めあるが故に、言はゞ連帶責任と見て宜しい、處で茲に一つの疑問が起る、夫れは家柄相當といふ標準である、自分の夫は會社員で、月に五六十圓乃至七八十圓の給料しか取らぬ生活でありながら、妻が毫も財政を顧みずして、高價の絹布を然かも多額に買求めたり、何百圓といふ箆等を求める、然かも夫れを掛で買ふ、遂に支拂が出来なくなつて裁判所に訴出られる、債権者側では良人及び其妻を相被告とする、良人は斯る贅澤極まる買物は、日常家事とは全然認め難きによつて否認すると同時に、良人たる被告の許可を要せざりしものなるが故に、之が取消を要求すと主張する、裁判官は如何に見て最後の判求を下すか、著者の見る處では前にも記す如く、其家の格式生活程度を考慮して、然る後に果して日常家事ならば良人にも責任のある事になる、故を以て契約取引を爲す方は、先づ其邊の處を能く確めての上でせぬと、意外の損失状態を招ぐ事になる。

四、夫の許可の上で待合料理屋を營業する妻 兎角待合とか料理屋さては貸座敷如きは、婦人でなければ旨く出来ぬもので、又其多くは斯る營業に嘗つて経験があるとか、乃至は其營業に何かの因縁關係を有つてゐた婦人でないと、順調に營業を發展し經營しか



ぬるものである、夫れ故到る處皆婦人が營業主となつて居る、亭主でも持つて居る婦人は亭主と相談をして如上の營業を始める、亭主も承知し許可する處か、寧ろ妻君の手腕に任せる外はない、然かもその營業上の懸引、信用に至つては男子も決して及ばぬ、斯る場合には其營業に關しては、獨立人即ち亭主を持たぬ婦人と同様に、借金しやうが何をしやうが勝手に出来る、だが妻君に煙草屋なり酒屋を營業させて見たが、どうも面白くないといふ場合には、其夫は之れが許可を取消して、營業の一部を制限し、又は廢業させる事も出来る、併し其制限し廢業した事を知らずに取引した相手方に對しては、對抗する事を得ずと規定してある、だによつて亭主は豫め妻の營業の一部を制限したとか、廢業させた事を得意先に通告し、其通告後に於ては妻の行爲を取消す事も出来るが、若し通告前に生じた債務に付ては、取消す権利はない、権利はないにした處で、強ち亭主が其債務を代償する義務もない譯で、結局は妻が何處迄も負擔支辨する丈の事である。

**五、夫の許可を要せずして済む場合** 妻が夫の許可なくして爲し得る場合は、民法第十七條に規定されて居る、即ち、

- (一) 夫の生死分明ならざるとき
  - (二) 夫が妻を遺棄したるとき
  - (三) 夫が禁治産者又は準禁治産者なるとき
  - (四) 夫が癲癩の爲め病院又は私宅に監置せらるるとき
  - (五) 夫が禁錮一年以上の刑に處せられ、其刑の執行中に在るとき
  - (六) 夫婦の利益相反するとき
- 等である、夫が何處にどうして居るか、生死の不明なる場合の如き、妻を棄て、何れにか赴いて音沙汰なき場合の如き、之れでは夫の許可を受けられる筈もなし、又生活の状態よりして夫を探し當てる迄待つて居られぬ事もある、コンナ時には夫に相談せずして、他に奉公に行くなり、何等かの商賣をして生活の道を立つるは蓋し止むを得ない、夫が精神病者であるとか、準禁治産者となつて居るとかいふ場合には、斯る能力の缺けた夫に相談したとて何の役にも立たぬ、夫が罪を犯して行刑所にブチ込まれ、其日暮しの出来ぬ場合には、何れにか奉公するなり、借金でもせねばならぬ破目に陥る、だが一年以上の刑に處



せられたとあるが故に、夫が一年以下の刑に處せられた場合、例へば賭博罪で五ヶ月の刑に處せられたとすれば、此位の期間は妻に於ても、何とか生活の道は過せて往けるであらうといふ法律の精神から、斯く規定したもので、一年以上も行刑所に入つて居れば、妻子も定めて困るであらうから此場合夫の許可を要せずとも、妻獨斷で法律行為を爲し得るとしたのである、最後に夫婦の利益相反する時は、妻が夫に對して離婚の訴を起し又は夫を準禁治産者たらしむべく之れが宣告の申請を裁判所に爲す場合の如きは、事實夫の許可を得らるべきものではない、夫は自分の不利益又は不愉快の行爲に對して、何でよからうといつて許可を與へよう、此場合は據ないに定まつて居る。

以上の場合には夫の許可書を見ずとも、事實判明し居るが故に、人妻と契約取引しても後日夫より取消を爲す権利はない、今茲に世間に能くある例の一二を擧げて、讀者の参考に資するとしやう。

#### 六、誰に斷つて妻を連れて行つたかと夫の嚴談

夫が懲役に行つて居たとか、乃至は妻を遺棄して居所不明であつた爲に、妻は生活に困つて或家に女中奉公、酌婦奉公乃

至は工女に雇はれた場合、勿論雇主もその境遇に同情して、救ふ積りで雇入れた、處が夫が懲役を終つた上、又は突然歸家して、妻が何處其處に奉公して居ることが分つた、そこで雇先へ押しかけて行つての一談判、先づ「誰に斷つて妻を連れて來たか」の一言、雇主の方では是迄の経過も詳しく物語り、且本人の親なり親戚なりが保證人となつたから雇入れたと辯解するも、夫の方では此女は誰の妻でもない、私の妻である、私の承諾なくして雇入契約が出来ますかと抗争する、茲に至つて親切が益々無になる、致方はない、若し前借でもあれば夫れは其儘踏倒して、妻を連れ行くといふ段になる、論より證據此手前借を踏倒された事實が珍らしくない。

今一つは人妻が獨身者の如くに見せかけて、東京の某周旋屋の手を経て、田舎の暖昧料理店に酌婦奉公に抱えられた、明日から客の前に出てお酌をするにも相當の衣類が無い、従つて身の廻りの品いろ／＼と必要であるが文無しと來ては買ふ事も出來ぬので、抱主から二年なり三年なりの年間で何百圓の金を借る事とし、内半金は契約取定めの日を以て、周旋屋の手を経て受取り、此金で取り急いで身の廻一切の品を求め、夫れを着たり附けたり



して愈々抱主と共に抱主の宅へと東京を出發する、着後始めて抱主から残り半金をチヨク／＼と借出す、なか／＼着いて見ると東京で聞いた話のやうに樂でもなければ收入もない之に反し何にかと散財を要する、此散財の爲に借金も受取つては何時しか遣ひ果してしまふ、處が話は變つて良人は之を聞出し、妻が地方の某料理店に酌婦奉公をして居るとあれば、此上は其地に赴いて一談判を試み、乗るかそるかやつて見やうと、腕によりをかけて抱主の所在地にと出發した。

着早々目的の料理店を尋ねると、夫れとは知らず妻の酌婦は出合頭に良人を見て屹驚仰天、最早騒いでも逃げかくれても間に合はない、夫れから抱主に談じ込む。矢張り誰に斷つて私の妻を連れて来たか、私の承諾がなくて出来たものと心得居るかの一點張り、抱主は何と抗辯しても正當の理屈には適はない、其結果妻は如何に拒んでも、夫の權力で無理にも其儘連れ戻る、抱主の方では借金を拂つてからでなければといつた處で、夫れは何れ本人から取るがよい、私の妻たる以上は、私が首に綱をかけても連れて行くと、強く出る、モウかうなれば致方はない、抱主も夫の同意を得なかつたのが落度で折角出した前貸

金も其儘、鬻斗を付けて呉れてやる外はない、一方酌婦は據なく夫に連れられて泣きの涙で出て行く、それが中には夫婦共謀で、此芝居を打つ事があるから恐ろしい。

#### 第四節 無能力者の行爲と追認さす方法

例へ無能力者 準禁治産者、妻と契約取引しても、後日其行爲を追認させて、取消の出来ぬやうな方法を執る事が出来る、勿論此場合は後見人、保佐人、夫といふ者の同意又は許可がなかつたときで、若し斯る際には次の説明に深き注意を拂ふべきである。

一、無能力者又は法定代理人に催告する 無能力者の相手方は、其無能力者が能力者と爲つた後、之に對して一ヶ月以上の期間内に、其嘗つて契約取引したる行爲に付て、之を追認するや否やを確答せよといつて、内容證明で催告狀を發する、若し其時無能力者が、其期間内に確答を發しないときは、其行爲を追認したものと法律上看做される、詰り黙つて居れば、取消し得べき權利を抛棄したものと看做されても致方はない、又無能力者が未だ能力者とならぬ時でも、相手方は夫又は法定代理人（實父、後見人、保佐人といふ



が如き者)に對し、前述べたやうな方法で催告しても、其期間内に確答せぬときは、矢張り其行爲を追認したものとなる、又特別の方式を要する行爲に付ては、右の期間内に其方式を踐んだ通知を發しないときは、之を取消したものと看做される、例へば親族會の許可を経ることを要する如き、之を踐まねば有效とならぬが故に、此方式を踐まねば取消すの意思なりと見るべきである。

二、準禁治産者及び妻に對するとき 相手方は前述べた期間内に、保佐人の同意又は夫の許可を得て、其行爲を追認するやうにと催告するがよい、若し此際準禁治産者又は妻が其期間内に右の同意又は許可を得たる通知を發しないときは、之を取消したものと看做される、一方も去る者で、必らず自己に不利益と見たら右の又同意は許可を得たる通知を發しないときまつて居る、故に此場合は餘りに欲張らないで、豫め多少の損は覺悟して準禁治産者なら本人と保佐人又は親族の者に、妻なら其夫に情實を以て攻め込み、其債務を承認して貰ふやうにするが肝要である、普通の人間ならば先方も決して借金を踏み倒すとは言はない、人情づくで攻めて行けば、斷じて排斥する譯のものでない、義理人情は難

れしも解して居る、故は法律外に理外の理で旨く纏めるより術はないと知られたい。

三、無能力者が詐術を用ゐたるとき 實例を引いて分り易く説明するならば、未成年者が成年者たるが如くに見せかけた許りでなく、偽造の町村長の證明書を作つて、自分は毫も準禁治産者にあらずる如く、既に丁年に達したる者の如くに爲し、そして相手方を欺いたときで、只相手方が貴方は徴兵検査が済みましたかと問はれたとき、如何にも濟んだかの如き容態を装ふた場合、又は自分は成年であるかの如く、夫れとなく言語や態度で示した丈では詐術とはならぬ、妻が私は獨身者だといつたからとて、夫れは詐術ではない獨身者か否やは戸籍簿又は謄本を見れば分ることである、又此位の調査は當然必要の事であらう、然るを相手方は輕率にも相手方の獨り者だといふ一言を鵜呑みに信用したのでは信用した方も落度がある、詐術といつたからとてさう廣く解釋運用は出来ぬ、此邊の處も相手方は充分に承知して置かれたい、世間には體格も成年に達した程で、且又十二分に教育もある青年がある、之れを誰れしも未成年者とは見まいが、戸籍面では未成年者である、體格や言葉使ひを見て、成年者と信ずるは信ずる方が悪い、されば契約取引を爲す相



手方は、特に注意して貰はねばならぬ。

### 判 決 例

**判決例一** 準禁治産宣告の効力は、適法に送達せられたる時より發生し、該宣告を取消す判決が確定する迄、存続するものとする。(大阪控訴院)

**判決例二** 民法第十二條に云ふ借財とは、獨り消費貸借を指稱したるものに非ず、約束手形の振出は其行爲に依り、一定の金圓支拂の債務を負擔するものなれば、同條に云ふ借財に包含するものと解するを相當とする。(東京控訴院)

**判決例三** 妻が他人をして自己に夫無き事を詐言せしめ、法律行爲を爲したるときは、之を取消すことを得ず。(大森院)

**判決例四** 無能力者が書面又は口頭を以て、自ら能力者なりと虚偽の陳述を爲すも、之を信ぜしむる爲め、殊更詐欺の手段を用ひざるに於ては、詐術を用ひたりといふを得ず、而して能力者たることを信ぜしむるに詐術を用ゆるには、積極の行爲を要する。(長崎控訴院)

**判決例五** 成年者たりとの町長の證明書を相手方に交付し、相手方をして成年者なりと信ぜしめ以て約束手形を振出したる行爲は詐術にして之を取消すことを得ない。(東京控訴院)

### 債權を踏倒されぬ要訣終

.....切取線.....

第 號

## 質 問 券

住 所

氏 名



# 規定

- 一、本書ノ讀者ハ本書又ハ實際問題ニ付テ法律並ニ實際上ノ問題ニ對シ一回三件ヲ限リ永久ニ質問シテ應答ヲ受クル特典ヲ有ス
- 一、質問ノ際ハ事實ヲ詳記シ本券ニ三錢郵便切手七枚ヲ封入シ左記ニ發信スヘシ
- 一、本券ヲ他ニ讓渡貸與ヲ許サズ
- 一、本券所有者ハ無報酬ニテ法律百般ノ相談ニ預ルヘシ

東京市外千住町中組一一三番地

日本社法律顧問 著者 岩崎 高敏

電話千住五一四番

昭和四年七月十二日 印刷  
昭和四年七月十五日 發行

債権を踏倒されぬ要訣

定價金壹圓五拾錢

著者 岩崎 高敏

發行者 池田 憲之助  
東京市本郷區湯島新花町三十四番地

印刷者 金山 佐次  
東京市下谷區入谷町三九六番地

印刷所 博真堂印刷所  
東京市下谷區入谷町三九六番地



發行所

東京市本郷區湯島新花町三十四番地  
電話小石川 四一六五番

日本社











